

使用済燃料再処理準備金の損金算入に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
当期準備金積立額	1	円	翌期首使用済燃料再処理準備金の金額			9	円
積立限度超過額の計算	当期準備金積立額	2	当期益金算入額の計	使用済燃料再処理等積立金を取り戻した場合の益金算入額	10		
	積立限度額	3		同上以外の場合による益金算入額	11		
	積立限度超過額	4		計 (10) + (11)	12		
	(2) - (3)			当期準備金積立額のうち損金算入額 (1) - (8)	13		
平成17年理改正法附則の規定による積立限度超過のみなし額の積算	当期準備金積立額	5	算貸借対照表の金額との差額の明細	期末使用済燃料再処理準備金の金額 (9) - (12) + (13)	14		
	積立限度額	6		貸借対照表に計上されている 使用済燃料再処理準備金	15		
	積立限度超過額	7		差引 (15) - (14)	16		
	(5) - (6)			当期貸借対照表の取崩不足額 (12) - ((1) - ((15) - 前期の(15)))	17		
当期積立限度超過額	(4) + (7)	8	前期以前分	当期に生じた差額の合計額 (8) + (17)	18		
				前期末における差額 (前期の(16))	19		

別表十二（十一）の記載の仕方

この明細書は、青色申告法人で原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成17年法律第48号。以下「使用済燃料再処理等積立金に関する法律」といいます。）第7条第1項（取戻し）に規定する特定実用発電用原子炉設置者等であるものが措置法第57条の3（使用済燃料再処理準備金）若しくは平成17年改正法附則第34条第5項（みなし使用済燃料再処理準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で使用済燃料再処理等積立金に関する法律第

7条第1項に規定する特定実用発電用原子炉設置者等であるものが措置法第68条の53（使用済燃料再処理準備金）若しくは平成17年改正法附則第48条第5項（みなし使用済燃料再処理準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。